**指定の辞退届の注意事項【指定障がい者支援施設関係】　　　　　　　　　　　　重　　要**

 辞退届出書の提出について

（1）届出の期限

届出をする場合は、３カ月以上の予告期間を設けて、届出を行ってください。

（2）届出方法

　　 郵送

（3）提出書類

※括弧書きで様式の名称や参考様式と記載があるものは、様式のダウンロードが可能です。

①**指定障害者支援施設指定辞退届出書（様式第５号）**

②**障害者支援施設廃止届（様式第１０号）**

③**添付書類**

・事業の廃止（休止）に係る利用者の利用調整リスト（参考様式）

※利用者がいない場合には、「事業の廃止（休止）に係る利用調整リスト」の添付は不要です。

【届出先、問合せ先】

|  |
| --- |
| 〒５６４－８５５０吹田市泉町１丁目３番４０号吹田市福祉部　福祉指導監査室　障がい事業者担当　　直通：０６－６１０５－８００７ |